

奈良県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 道路の種類 主要地方道  
二 路線名 大阪生駒線  
三 道路の区域

8		番号 路線		区間
後	前	の前後別	区域変更	
八四・五	三九・二	八四・五	三九・三	敷地の幅員 メートル
四〇・〇	四〇・〇	四〇・〇	メートル	延長
				備考

生駒市俵口町一三七一  
番二先から  
生駒市俵口町一三七〇  
番二先まで